

-第 45 回緑膿菌感染症研究会運営委員会・総会における決定事項に関して-

緑膿菌感染症研究会会員各位殿

2011 年、2 月 4、5 日、東北大学加齢医学研究所抗感染症薬開発研究部門渡辺 彰教授のもと仙台国際センターにて第 45 回緑膿菌感染症研究会が開催されました。同時に開催された運営委員会において、以下の重要項目が討議されました。

討議された重要項目

- ・本部部长改選の件
- ・次々期-第 47 回（2013 年）緑膿菌感染症研究会開催の件
- ・名誉会員規定に関する会則改訂案の件

1. 本部部长改選について

2011 年は本研究会本部部长の改選時期にあたります。山口惠三現会長より再任せずとの意向が出され、運営委員会にて討議の結果、次期本部部长（任期：2011 年－13 年）として、東北大学医学部加齢医学研究所抗感染症薬開発研究部門渡辺彰教授が推薦され、承認されました。さらに第 45 回緑膿菌感染症研究会総会にて承認され、正式に決定いたしました。

2. 次々期-第 47 回（2013 年）緑膿菌感染症研究会開催の件

2010 年に東邦大学医学部微生物・感染症学講座山口惠三教授が学術集会会長として開催しました第 44 回学術集会にて、緑膿菌研究の将来についての議論がパネルディスカッションでなされました。そこで本研究会は緑膿菌研究の世界的な流れに十分リンクできていないとの意見が出され、討論の結果、今後積極的に国際化を目指していく旨のコンセンサスが得られました。

このコンセンサスを背景に、本部事務局内の議論において、「2013 年に産業医科大学泌尿器学講座松本哲朗教授会長による国際化学療法学会が横浜にて開催される。緑膿菌感染症研究会学術集会をそこに組み入れ同時開催するのはどうだろう」との案が出されました。山口惠三本部部长の賛成を受け、さらに松本哲朗教授の内諾を得て、今回の運営委員会にて事務局意見として報告させていただきました。その結果、参加いただいた運営委員全員の下承が得られ、また総会において承認されました。

3. 名誉会員規定に関する会則改訂案の件

歴史ある緑膿菌感染症研究会において、功績のある委員を名誉会員として推薦した方が

よい。しかし名誉会員の規定が不明瞭であるとの意見が前々から出されており、事務局の検討事項となっていました。今回名誉会員規定に関する下記会則改訂案を、他学会規定を参照し策定し運営委員会にて提言しました。討議の結果、改訂案は了承され、続く総会においても承認されました。

現行の緑膿菌感染症研究会会則（名誉会員の部抜粋）

本会の会員を次の3種とする。

- 1)名誉会員:本会に功労のあった者又は学職経験者で本会の承認を得た者。
- 2)正会員:緑膿菌に関心を有し、本会の目的に賛同して、所定の手続きを行ない、定められた年会費を納入する者。
- 3)賛助会員:本会を賛助するために入会して所定の会費を納入する個人又は団体。
会員は本会の発行する印刷物の配布を受け、研究業績を学術集会に発表することが出来る。

改訂

本会の会員を次の3種とする。

- 1)名誉会員:
 - ・本会に功労のあったもので、運営委員を歴任し年齢65歳以上の正会員であること。
 - ・運営委員により、運営委員会、総会に推薦し、承認する。
 - ・名誉会員は、講演記録の配布を受け、また研究業績を研究会にて発表することができる。
 - ・名誉会員は運営委員会、総会に出席し、助言することができる。ただし議決に加わることはできない。
 - ・名誉会員は会費を納付することを要しない。
- 2)正会員:緑膿菌に関心を有し、本会の目的に賛同して、所定の手続きを行ない、定められた年会費を納入する者。
- 3)賛助会員:本会を賛助するために入会して所定の会費を納入する個人又は団体。
会員は本会の発行する印刷物の配布を受け、研究業績を学術集会に発表することが出来る。